

スクールバス車両管理及び運転業務委託契約書（案）

令和〇年〇月〇日

委託者 長野県松本市大字寿豊丘 820
長野県松本ろう学校
校長 五味 重栄

受託者 住 所 〇〇〇〇〇〇〇
商号又は名称 〇〇〇〇〇
代表者職氏名 〇〇 〇〇

長野県松本ろう学校校長 五味 重栄を委託者とし、〇〇〇〇〇〇を受託者として、委託契約を次のとおり締結する。

（委託業務）

第1条 委託者は、次の業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託する。（業務の詳細は、別添「車両管理及び運転業務委託実施要領」（以下「要領」という。）、「令和5年度スクールバス車両管理及び運転業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。）

- (1) 車両の管理 1台
- (2) 車両の運転 1台
- (3) 前各号に付随する業務
（車両の貸与及び保守）

第2条 前条の規定により受託者が委託業務を行う車両は、次のとおりとし、別に締結する「スクールバス車両貸付契約書」により委託者は受託者に有償で貸与するものとする。ただし、その納付は免除する。

車両登録番号	車種	車名	年式	備考
松本200さ2096	マイクロ	トヨタ ハイエースコンピューター	令和2年式	

2 受託者は、前項の車両の引き渡しを受けたときは、貸与車両については善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

（信義誠実の義務）

第3条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。（申出の義務）

第4条 受託者は、この契約締結後、事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、若しくは委託者に不利となったときは、その都度委託者に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（委託料）

第5条 委託料は、金 〇〇〇〇〇〇円とする。

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 〇〇〇〇円

（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第6条 受託者は、契約保証金 〇〇〇〇円をこの契約締結と同時に委託者に支払うもの

とする。

2 委託者は、第12条第2項の規定により検査に合格し、委託業務完了報告書の引渡しを受けた後、速やかに契約保証金を返還するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

※契約保証金は、契約金額の100分の10以上の金額とします。

ただし、長野県財務規則第143条各号に該当する場合は、その納付を免除することとし、受託者はこの契約を履行しなかったときには、契約保証金に相当する金額を違約金として委託者に納付しなければなりません。

(委託期間)

第7条 この委託業務の委託期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(車両運行の時間等)

第8条 受託者が委託業務を実施する時間は、次のとおりとする。

平日 午前7時5分から午前9時20分まで(車両管理・業務連絡の時間を含む)

午後2時40分から午後4時55分まで(車両管理・業務連絡の時間を含む)

2 委託者は、業務の都合により必要あるときは、前項に定める日及び前項に定める日以外の日において、その都度受託者に連絡して時間外に委託業務を行わせることができる。

(調査等)

第9条 委託者は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができる。

(成果の報告)

第10条 受託者は、別添の要領に定めるところにより、委託業務の成果に関する報告書等を委託者に提出しなければならない。

(確認等)

第11条 委託者は、受託者から成果に関する報告書等の提出を受けたときは、確認をした上当該報告書等の引渡しを受けるものとする。

(委託料の支払)

第12条 第5条に定める委託料の支払は、総額を12等分し、毎月支払うものとする。

なお、各月の金額に1円未満の端数が出る場合は、切り捨てた額で請求し、3月分の請求時に調整するものとする。

2 受託者は報告書等を委託者に引き渡し、委託者の検査に合格したとき、委託者に対して委託料を請求するものとする。

3 委託者は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から30日以内に委託料を受託者に支払うものとする。

(遵守事項)

第13条 受託者は、委託業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、善良な管理者の注意をもって処理しなければならない。

(秘密の保持)

第14条 受託者は委託業務の処理上知り得た秘密及び一般に公表されていない事項について他人に漏らしてはならない。

(車両管理責任者及び車両管理員の選任等)

第15条 受託者は、第1条の業務を行うため、車両管理責任者及び車両管理員を定め、あらかじめ委託者に通知するものとする。

2 車両管理責任者は、現場の業務実施の責任者であり、委託者の連絡等を受け、車両管理員に対する日常業務の指示、指導監督を行う任にあたる。

(電話等の使用)

第16条 委託者は、受託者が業務を処理するために必要な車両管理員控室及び電話等を使用させることができる。

(車両保管の責任)

第 17 条 受託者は、車両運行時間以外の時間における車両の保管についても、その責任を負わなければならない。

(任意保険の加入)

第 18 条 受託者は、委託契約実施中、別に定める任意保険（車両、対人、対物及び搭乗者保険）に加入しなければならない。

2 受託者は、前項による任意保険に加入したときは、直ちに委託者にその内容を報告しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止)

第 19 条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第 20 条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでない。

(契約内容の変更)

第 21 条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

2 前項の場合は、必要があると認められるときは、委託者、受託者協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 委託者は、第 1 項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(損害賠償責任)

第 22 条 受託者は、次にかかげる一の原因が生じたときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 受託者が、業務の実施に関し、委託者または第三者に損害を与えたとき。

(2) 次条の定めによりこの契約が解除された場合において、受託者が委託者に損害を与えたとき。

(契約の解除)

第 23 条 委託者は、次にかかげる一の原因が生じたときは、いつでもこの契約を解除することができる。

(1) 受託者がこの契約に反する行為をしたとき。

(2) 受託者の責に帰すべき理由により、第 7 条に定める委託契約期間中に委託業務を継続する見込みがないと認められたとき。

(3) 受託者が委託業務の実施に関し不誠実と認められ、又はこの契約を忠実に履行する意志がないと認められたとき。

(4) 受託者が長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。

2 委託者又は受託者が、この契約を継続しがたい事情が生じた場合は、2 ヶ月前までに相手方に通知して、この契約を解除することができる。

(談合その他の不正行為による解除)

第 23 条の 2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、本契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 7 項の規定による排除措置命令が確定したとき又は第 65 条若しくは第 67 条第 1 項の審決（同法第 67 条第 2 項による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除

く。)が確定したとき(独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消の訴えが提起されたときを除く。)

(2) 受託者(受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第23条の3 委託者は、この契約の受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合は、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合は、この契約を解除することができる。

(歳出予算に計上されない場合の解除)

第23条の4 委託者は、委託者の歳出予算において、この契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとする。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受託者に損害が生じたときは、委託者にその損害を請求することができる。

(債務不履行の損害賠償)

第24条 委託者は、その責に帰すべき事由により、第12条第3項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない

2 受託者は、第23条第1項、第23条の2及び第23条の3の規定により契約が解除されたときは、第6条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。

3 受託者は、前項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第25条 受託者は、第23条の2の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第26条 受託者は、この契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第27条 この契約に定めるもののほか、委託業務の実施に必要な事項は、別に定める要領及び仕様書によるものとし、この契約、要領及び仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定するものとする。

(A) この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

(B) この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、委託者と受託者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

[注] (A)は紙の契約書を作成する場合、(B)は電子契約を行う場合に使用する。